

平塚市中学校昼食検討委員会

報告書

平成30年7月

目 次

はじめに・・ 1

検討内容

学校給食用の食器について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

共同調理場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

中学校給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料編

平塚市学校給食検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

平塚市学校給食検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

学校給食検討委員会関連会議等開催一覧・・・・・・・・・・・・ 32

平塚市学校給食の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

はじめに

平塚市では、中学校における昼食のあり方について、学校給食検討委員会を設置し、平成23年度から2年間にわたり検討いたしました。

中学校給食については、多額の財政負担が生じる校舎の老朽化に伴う施設整備や大規模改修など、子どもたちの安全安心に関わることでより優先して実施することは難しいとの結論に至りました。

その中で、保護者の負担軽減を求めのご意見も多いことから、家庭からのお弁当とともに、お弁当を持参することが困難な時でも生徒が昼食を確保できるよう、当日の朝、注文ができる業者弁当販売を併用することとし、全ての市立中学校で業者弁当販売を開始しました。

現在では、各学校の生徒・保護者の方からの評価調査を行い、各学校のニーズに合った販売を進めております。

しかしながら、前回の中学校給食の検討からすでに5年が経過していること、毎年7月の評価調査において、中学校給食を望む声があったこと、などから、平成29年度から中学校昼食検討委員会を設置し、中学校での昼食のあり方について検討することとなりました。

平成29年度に3回、平成30年度に5回の検討委員会と3回の視察を実施し、ここに、とりまとめることができました。検討した結果について報告いたします。

1 子どもたちをめぐる食の現状と課題

(1) 食に対する社会環境の変化

「食」は生きる上での基本であり、健康で豊かな人間性を育むためには健全な食生活を実践することが必要です。特に、子どもたちの健やかな成長のためには、食生活のバランスと適度な運動が不可欠となります。かつての日本の地域社会では、家庭、学校、地域が協力することで、自然な形で食などへの理解が深められてきましたが、現状においては、そうした関わりが希薄となってきています。

都市部への人口集中と核家族化は、伝統的食文化の伝承力を弱め、年中行事にまつわる伝統的な食の多くは、都市部をはじめとして薄れつつあります。加えて、働く親を中心に外食や中食の活用が進むとともに、簡便性を強調する食品情報は、家庭の食に対する影響力を強めている実態があります。

また、共働きの家庭やひとり親の家庭が増えるなか、子育て全般に対し、社会的支援が求められていることから、その負担軽減や望ましい食習慣の形成を促進し、栄養バランスのとれた昼食を提供することは、子どもたちの心身の健全な発達につながると考えられます。

さらに、社会環境の変化により、健康に関連する関心が高まる一方で、若年層における生活習慣病など健康上の新たな課題が顕在化しています。このように社会構造と生活様式が変化している現在、子どもたちの心身の健全な発達のための環境整備が改めて必要となっています。

(2) 中学生の食の実態と課題

社会環境の変化は、私たちの食に大きな変革と影響をもたらしましたが、成長期にある中学生にとってもその変化は例外ではありません。

子どもたちの食をめぐる問題として、朝食の欠食、孤食、肥満及び過剰なダイエットなどが指摘されています。その背景には、生活リズムの不規則性や栄養バランスの偏りなどの深刻な問題があります。

また、子どもの貧困が、日本においても深刻な社会問題であることは、数年前から認識されてきました。今、子どもの貧困は、子どもの基本的な生活さえも脅かしており、特に心配されるのが、子どもの栄養の問題です。

このような中、学校における昼食の重要度は増してきています。

(3) 食育の推進に関わる法改正等への対応

子どもたちへの食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となることから極めて重要です。

食の指導の必要性が強く意識される中で、平成17年には「食育基本法」が制定されました。続いて、平成21年には、「学校給食法」が改正され、国をあげて「食育」に取り組むという方向性が示されました。現在の社会状況及び中学生の実態を鑑みれば、一連の法改正の意義を的確に受け止め対応していくことが求められています。

○食育基本法

平成17年7月には食育基本法が施行され、地方公共団体の役割の一つに、地域の特色を生かした学校給食等の実施が取りあげられ、学校給食と地産地消、地域食文化の維持・促進と重ね合わせて推進することなどが掲げられました。

そして、食育基本法に基づき策定された食育推進基本計画においては、食育の促進に関する事項が示され、家庭・学校の食育推進の中に栄養教諭を中核とした取り組みの推進、「生きた教材」として学校給食の活用に取り組むことが明確にされています。

○学校給食法

教育活動の一環である学校給食のこれまでの主な目的は「栄養改善」でしたが、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」に方針転換する学校給食法の改正が平成21年4月から施行されました。

学校給食は、教科外の「特別活動」とされ、子どもの栄養補給の場として捉えられていましたが、近年の子どもたちの食の環境の変化に伴い、学校給食を通してより食育を推進していくことが重要とされ、これまでの食育に加え、生産者や生産過程、流通や食文化を学ぶ場として活用することや伝統文化や地産地消などの観点から、地元で昔から使われる食材を給食に活用し、生産者との交流や生産現場での体験を通じて感謝の気持ちや郷土への愛着を育てることも明確に位置づけられています。

○学習指導要領

学校給食の教育課程における位置づけが明確にされたのは、昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂においてです。現在、学校給食は、学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置づけられています。

また、平成20年3月に告示された小学校及び中学校の学習指導要領では、第1章総則に「学校における食育の推進」が位置づけられるとともに、関連する教科等においても、食育に関する記述が充実されました。

また、食に関する指導にあたっては、栄養教諭等の専門性をいかすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要であるとしています。

2 中学校昼食の検討

(1) 中学校昼食の現状について

ア 平塚市の現状

平塚市の中学校昼食は、弁当を介して保護者と生徒のつながりを深めていくことや、成長の個人差が大きい中学生にあって、量的、質的に対応できることなどから、これまで家庭から弁当を持参することを基本としたミルク給食を実施しております。

また、弁当を持参することが困難な時でも、当日の朝注文できる業者弁当販売を平成28年3月までに、全ての中学校で導入しております。

イ 給食区分

学校給食法施行規則において、学校給食の区分を次のとおり定めています。

実施方式	区 分
完全給食	給食内容がパンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）ミルク及びおかずである給食をいいます。
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいいます。
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食をいいます。

ウ 公立中学校の完全給食実施率（平成28年5月1日現在）

全国平均	88.9%
神奈川県	27.3%

エ 神奈川県内の完全給食実施状況（平成30年4月1日現在）

14市9町1村で実施（一部実施、実施予定の市町含む）（19市13町1村中）

川崎市、相模原市、横須賀市（方針決定し実施予定）、鎌倉市、藤沢市、（一部で実施）、小田原市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町（方針決定し実施予定）、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村

(2) 昼食提供方法等の比較

一般的には中学校での昼食の方式は、大きく4つあります。

本市の小学校で実施している給食の方法で、単独校方式、共同調理場方式。その他に、給食を弁当箱に詰めたデリバリー弁当箱方式、さらに家庭からの弁当を持参するとともに家庭から持参しない場合に校内で朝、注文し業者が販売する弁当・パンを購入することを併用する業者弁当販売方式などがあります。

ア 昼食方式

給食の形式		実施市町村
完全給食	単独校調理場での調理	小学校と同様の給食 全員が喫食 主食・主菜・副菜を食缶に入れてクラスで配膳
	共同調理場での調理	川崎市、小田原市、三浦市、厚木市、大和市、綾瀬市、二宮町、中井町、大井町、清川村、横須賀市(実施予定) 葉山町(実施予定)
	-1 デリバリー弁当	弁当箱に詰めた給食 主食・主菜・副菜の献立を市が作り、委託業者が調理したものを弁当箱に詰め学校へ配送
	-2 デリバリー弁当 (家庭弁当との選択)	逗子市 相模原市、鎌倉市、海老名市、座間市、愛川町、藤沢市(一部実施)
ミルク給食	家庭弁当と業者弁当販売との併用	家庭からの弁当と業者が調理した弁当・パンの併用 希望者だけが、販売される弁当等を購入する
		平塚市、横浜市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、真鶴町、湯河原町

イ それぞれの方式のメリットとデメリット

	主なメリット	主なデメリット
単独校調理場での調理	(1) 保護者の負担軽減 (2) 栄養バランス良い食事の提供 (3) 施設内調理で適温給食が可能 (4) 全員が喫食 (5) 食育の推進が図れる	(1) 経費が必要 * 給食施設整備費 * 学校側配膳室(調理室)、小荷物昇降機の設備費 * 日々の給食管理運営費 (2) 配膳片づけの時間が必要 (3) 個々の体調に対応できない (4) 給食費の未納

共同調理場での調理	(1) 保護者の負担軽減 (2) 栄養バランス良い食事の提供 (3) 大量調理のためのコストダウン (4) 全員が喫食 (5) 食育の推進が図れる	(1) 経費が必要 * 給食施設整備費 * 学校側配膳室、小荷物昇降機の設備費 * 日々の給食管理運営費 (2) 配送時間が必要 (3) 大量調理のため献立の制限 (4) 配膳片づけの時間が必要 (5) 個々の体調に対応できない (6) 給食費の未納
-1 デリバリー弁当	(1) 保護者の負担軽減 (2) 配膳時間がそれほどかからない (3) 栄養バランスのよい食事の提供 (4) 配膳片づけの時間が小学校同様の給食よりは短い	(1) 経費が必要 * 学校側配膳室、小荷物昇降機の設備費 (2) 温かい給食ではない (3) 給食費の未納 (4) 個々の体調に対応できない
-2 デリバリー弁当(家庭弁当との選択)	(1) 保護者の負担軽減 (2) 配膳時間がそれほどかからない (3) 栄養バランスのよい食事の提供 (4) 配膳片づけの時間が小学校同様の給食よりは短い	(1) 経費が必要 * 学校側配膳室、小荷物昇降機の設備費 (2) 温かい給食ではない (3) 事前に申込する必要がある (4) 当日注文できない (5) 家庭からの弁当持参者には公費が使われない等の差がでる (6) 個々の体調に対応できない
家庭弁当と業者弁当販売との併用	(1) 親と子のコミュニケーションのきっかけとなる (2) 体調やアレルギー、個々の必要量に合わせられる (3) 家庭から持参できない場合、手軽に購入できる	(1) 保護者への負担になる (2) 好き嫌いによる栄養バランスが悪くなる (3) 保護者の要望に対応できない (4) 現在実施校では注文数が増加しない

(3) 中学校昼食(給食)についての市民アンケート調査結果

平塚市の中学校昼食は、「家庭から持参する弁当」と当日の朝、弁当・パンの注文が可能な「業者弁当」を併用して行っています。

平成29年度から中学校昼食検討委員会を設置し、同検討委員会における調査研究の討議資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

この市民アンケート調査では、市民の方に様々な昼食の方式のメリットやデメリットを理解していただき、市民として、中学校での昼食はどの方式を望むかを調査しました。

その結果は多い順に、「家庭弁当と業者弁当の併用」が36.2%、「共同調理場方式の給食」が28.2%、「単独校方式の給食」が22.5%、「デリバリー弁当箱方式の給食」が7.0%、「家庭弁当」が3.6%でした。

なお、「共同調理場方式の給食」と「単独校方式の給食」を合計すると、50.7%となり、半数以上の市民の方が、市内小学校と同等の完全給食を望んでいることがわかります。

【アンケート調査の概要】

ア 対象及び回収状況

(ア) 調査対象

平成30年2月1日現在市内在住の
満16歳から60歳までの男女1,000人

(イ) 抽出方法

住民基本台帳からの無作為抽出

(ウ) 調査方法

郵送配布、郵送回収

(エ) 調査期間

平成30年3月13日(火)～3月26日(月)

(オ) 回収期間

平成30年3月13日(火)～3月30日(金)

(カ) 有効回収

387件(回収率39.6%)

イ その他の結果の概要

(ア) 「家庭から持参する弁当について」どう思うか

「暑い時傷まないか心配」263人(全体の68.0%)、「作るのが負担である」200人(全体の51.7%)、「本人の食べられる量に合わせて調整できてよい」168人(全体の43.4%)の順に選んでいます。

(イ) 「業者弁当やパンの校内販売(業者弁当販売方式)について」どう思うか

「弁当を持たせられない時助かる」316人(全体の81.7%)、「登校途中に寄り道せずに済む」128人(全体の33.1%)、「メニューが限定される」117人(全体の30.2%)の順に選んでいます。

(ウ) 「単独校または共同調理場方式の給食について」どう思うか

「栄養のバランスがよい」245人(全体の63.3%)、「温かいものを食べられる」235人(全体の60.7%)、「弁当のおかずを考えたり作ったりする負担がなくなる」184人(全体の47.5%)の順に選んでいます。

(エ) 「デリバリー弁当箱方式の給食について」どう思うか

「弁当のおかずを考えたり作ったりする負担がなくなる」212人(全体の

54.8%)、「栄養バランスがよい」152人(全体の39.3%)、「嫌いなものを残しやすい(食材が無駄になる)」113人(全体の29.2%)の順に選んでいます。

(オ)「中学生に知ってほしい食生活に関することはなにか」

「食べ物を作った人への感謝の気持ちを持つこと」244人(全体の63.0%)、「朝・昼・夕の3食食べること」194人(全体の50.1%)、「色々な食べ物を好き嫌いなく食べること」165人(全体の42.6%)の順に選んでいます。

(カ)自由記載欄

自由記載欄に記入された方は、回答者387人のうち180の方が記入されました。一番多かった記載内容については、「保護者に関すること」で、「親の負担を軽減してほしい・してあげてほしい」が30人、次に「市として考えてほしいこと」で、「義務教育なので給食があるべき」が24人、記載されています。

(キ)その他

中学生までをお持ちの保護者の方は男女問わず、給食を望む声が多く、以前子どもにお弁当を作ってきた世代の方からは、平塚市が現在行っている「家庭弁当と業者弁当の併用」を支持する声を多くいただいています。

(4)先進自治体への視察

本検討委員会では、中学校昼食のあり方を検討する際の参考として、中学校給食をすでに実施している先進自治体を視察しました。視察先としては、以下のとおりです。

ア 大磯町立国府中学校(平成29年6月23日視察)

大磯町では、平成28年1月より町内すべての中学校(2校)で、全生徒を対象にデリバリー弁当箱方式による完全給食を開始しましたが、現在は諸事情により給食を中止しています。

【委員の感想】

- ・栄養バランス等考えられた給食であるが、食べられていないとなると課題は多いと思う。
- ・デリバリー給食は一時的なものという感をぬぐえない。
- ・残食が多いのであれば家庭からの弁当方式にして、しっかり食べた方がよい。
- ・おかずを弁当工場から配送する際に19℃以下に冷やさなくてはいけないためごはんは温かく、おかずは冷たいと感じた。これはデリバリー給食のデメリットと感じた。

イ 小田原市国府津学校給食共同調理場、小田原市立国府津中学校（平成29年9月22日視察）

小田原市の中学校給食は、昭和50年4月開始の城北中学校を最後に、全11校で完全給食を実施しています。視察先の国府津共同調理場に関しては、小学校2校、中学校1校分、約1,200食分を調理しています。3校のうちの1校が国府津中学校で、国府津共同調理場で調理された給食は、約5分で配送されていました。

【委員の感想】

- ・温かくおいしかった。資金等いろいろ問題があると思うが、完全給食がベストだと思う。
- ・食育の指導において、弁当箱での配送と食缶での配送を比較した場合、食缶での配送のほうが生きた材料として生かせると感じた。
- ・給食としては完全給食がいいことはわかるが、限りある財源を給食だけに使ってよいものなのか。他にも生徒のために使うべきところがあるのではないかと思う。

ウ 鎌倉市立手広中学校（平成30年2月6日事務局のみで視察）

鎌倉市では、平成29年11月から市内すべての中学校（9校）で、デリバリー弁当箱方式による給食を開始しました。前出の大磯町が全員喫食としていたのに対して、鎌倉市では家庭弁当との選択制としています。開始後3か月経過した時点の喫食率は約70%となっています。

【事務局の感想】

- ・温かい汁物の提供があった。おかずが冷たいのは大磯町と同じなので温かい汁物の提供があるだけで、随分印象が違った。
- ・給食の食べ残しについては、本日だと、プロッコリーのサラダの残りが多かったようだが、その他のおかずは、ほとんど残しなかった。実際、12月の残食率は主食12.3%、おかず12.3%、汁物2.3%と少ない。

エ 川越市菅間第二学校給食センター（平成30年2月27日事務局のみで視察）

川越市では以前より小・中学校ともに共同調理場方式による完全給食が実施されてきました。4つの共同調理場をすべて市直営により運営してきましたが、2つの共同調理場が老朽化したため、2つを閉鎖し、平成29年9月より新たに菅間第二学校給食センターをPFIにより新設し、運営を委託しています。

【事務局の感想】

- ・最新式の施設で、調理員にとっても働きやすそうな環境であった。
- ・このセンターは供給能力が、約15,000食あるので、大規模な運営を図ろうとする場合は非常に参考になった。

オ 川崎市南部学校給食センター、川崎市立御幸中学校(平成30年5月30日視察)
川崎市では平成25年11月に「中学校給食の基本方針」を策定、平成29年度中に全市立中学校での完全給食を目指し、市内3か所に学校給食センターを整備、52中学校のうち48校の給食をこれらのセンターでまかっています。今回の視察先である南部学校給食センターでは、22校分の給食を作っています。その内の1校が御幸中学校で、南部学校給食センターで調理された給食は約10分で配送されていました。

【委員の感想】

- ・大変すばらしい施設。お金をかければ、いいものができるのは分かっている。課題である日課表と職員の勤務時間が解決しない限り、家庭からの弁当持参と業者弁当販売の併用が、ベストではないがベターだと思う。
- ・中学校で2階にある1年生のあるクラスの配膳の様子を見させてもらったが、小荷物昇降機がないため、生徒自らが運んでいたが、大変そうだった。もしも完全給食を実施するのならば、給食センターだけでなく、中学校の施設整備も充実させてほしい。
- ・視察を終え、もし中学校で実施するならば、小学校と同じ全員喫食の給食を望む。視察させていただいた中学校の配食方法については、クラスに任せられているとのことだが、それだとそのクラスの先生の食育の意識によって、残食量が変わってくるので、注意しなければならないと感じた。
- ・栄養面でやはり完全給食がよいと思った。中学校で配膳の様子を見させてもらったが、思ったより急かされてなく、わりとゆったりと行っていたように思う。
- ・完全給食を目指すのであれば、理想とするところだと思った。中学校の小荷物昇降機がなく、給食を手運びすることなど想像していなかったが、わりとスムーズに配膳ができていたので、配膳方法の選択肢として使えると思った。
- ・施設にお金をかけ過ぎだと思う。生徒のためを思うなら、バランスよく中学校にもかけてほしい。
- ・デリバリー弁当箱方式で給食が提供されていた国府中学校の生徒に比べて、御幸中学校の生徒は給食を食べていた時の表情が生き生きとしていた。

3 検討課題

(1) 家庭からの弁当の意義と課題

食生活の基本は家庭にあり、親が食の大切さを教えることや子どもの成長や健康を考えて食事や弁当を作ることには意義があります。

家庭からの弁当が親子関係を深めるひとつの手段であり、特に中学生になると親子がふれあう場面が小学生に比べて減る傾向にあるため、弁当を作ってくれるという感謝の気持ちを養うことで、家庭からの弁当が果たす役割は大きいと考えます。

さらに、個々の成長の差、活動差による必要栄養量の差、アレルギー対応など、個々の対応ができること等も弁当の良さであると思います。

一方で、親の弁当作りへの負担が大きいとともに、暑い時期の食材選びによる制約、家庭ごとの栄養バランスの差、子どもの好みに合わせることによる栄養の偏りなど、各家庭にその内容が任されている弁当が、全ての子どもたちにとって望ましい昼食であるかどうかは、課題のひとつとしてあげられます。

(2) 給食の意義と課題

給食のメリットは、温かい物が食べられる、栄養バランスが良い、多様な食材を使用した献立や季節感のある食事ができる等です。

また、就労している保護者の弁当を作ることの負担感や病気等で作ることができない時の不安の軽減にも寄与すると考えられます。

さらに、経済的に厳しい家庭の中には、子どもたちに十分な食事を与えることができない現状もあると言われていています。完全給食を導入することにより、子どもたちに現在のミルクに加えて主食と副食が提供でき、就学援助の対象家庭に対しては、給食費を助成することができます。貧困対策の観点からも、給食の必要性があります。

一方で、給食を実施するにあたっては、調理方式、調理施設、学校における課題など、解決しなければならない多くの課題があることも事実です。検討委員会の議論の中では、給食の果たす役割と意義は大きいとしながらも、実施するとすれば、充実した給食を目指す必要があるということが確認されました。

ア 調理方式及び調理施設について

給食の実施にあたっては、給食調理施設や給食の配膳が円滑に行われるための校舎の改修が必要となります。共同調理場方式での給食を実施するとしても、各中学校の配膳室の改修や、運搬用の小荷物昇降機の整備が必要となります。学校施設の改修にあたっては、給食の実施方法とともに、改修が及ぼす教育活動への影響、さらに費用対効果なども考えた対応が求められます。

単独校方式については、自校で給食を調理するために出来たての給食を食べることができます。子どもたちにとっても給食を作る作業を身近に感じることができ「食」の大切さを学ぶことができます。

また、近くに栄養士がいることにより、学校の行事等に合わせたきめ細やかな給食への対応が可能であり、アレルギー対応や食に関する指導についても、栄養士と教師間の連携が密にとれるというメリットもあります。

一方で、各学校に単独調理施設を増設することは、イニシャルコスト（当初の施設整備費）の面でも場所の確保の面でも難しく、さらにランニングコスト（運営費）が割高になるなどの課題も論じられ、中学校給食の実現を考えた時、全ての中学校で単独校方式を目指すことは現実的ではないという意見がありました。

共同調理場方式については、各学校に栄養士が常駐しないものの、学校に赴き教師等と連携し、総合的に食育推進を図るような形で単独校方式と同様の効果が得られるという事例があります。

しかし、現在の東部・北部共同調理場の利用を想定すると、提供食数や老朽化などの課題もあり、方策については今後、専門的に検討する必要があります。

デリバリー弁当箱方式については、民間事業者の調理施設を活用することから、調理施設の建設工事費等は不要ですが、弁当箱を受け入れる配膳室等の整備が各中学校で必要になります。配膳時間がそれほどかからない反面、衛生管理基準に沿った冷たい給食の提供となります

（ア）方式別の主な初期経費

単独校方式の場合、仮に15校全ての中学校内に調理施設を建設する敷地を確保できるとして、調理施設建設工事費15校分で約33億円が必要となります。

共同調理場方式の場合、仮に市有地に約7,000人分の供給能力のある調理施設を新たに建設するとして、共同調理場建設工事費及び各中学校の配膳室工事費で約23億円が必要となります。

デリバリー弁当箱方式の場合、各中学校の配膳室工事費約3億円が必要となります。

前述したいずれの金額も、他自治体が建設した調理場等の規模を参考に試算したものです。

（イ）方式別の主な運営経費

単独校方式の場合、調理・配膳等をすべて民間委託すると仮定して、約2億9,000万円の委託料が必要となります。

共同調理場方式の場合、調理・配送・配膳等をすべて民間委託すると仮定して、約2億6,000万円の委託料が必要となります。

デリバリー弁当箱方式の場合、民間給食業者及び給食予約システム業者への

委託料として、約2億1,000万円が必要となります。

前述したいずれの金額も、他自治体で実施している調理等業務及び給食予約システム業務委託料を参考に試算したものです。

イ 学校における課題

完全給食を実施する場合、食の指導、食物アレルギーを有する生徒への対応、日課表への影響、給食費の未納や施設改修の影響等が課題となります。

中学校給食を実現するには、これら課題を解決し、学校現場と市がそれぞれの立場で役割を認識した上で、進めていく必要があります。

(ア) 食の指導

給食時間の指導は、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに食事マナーなど集団での指導から、一人ひとりの生徒の特性を考慮し、生活習慣病の予防や食物アレルギーなどに対して個別指導も必要となることがあります。

これに対しては、栄養教諭等の専門性を生かすなど、今まで以上に教師間の連携に努めるとともに、学校給食が教育的効果を引き出すよう取り組む必要があります。

(イ) 食物アレルギーを有する生徒への対応

完全給食を実施し、同一の献立で給食を提供する場合、食物アレルギーを有する生徒への対応は、今まで以上に正確な情報の把握と提供体制が求められます。

これに対しては、対象となる生徒が通っていた小学校と情報を共有し、対応方法について確実に引き継ぐことや学校全体としてアレルギー情報を共有し、事故を起こさないよう安全管理体制を整える必要があります。

(ウ) 日課表への影響

給食の準備や片付けに要する時間について、食缶で提供する場合は、小学校の給食と同様に盛り付けや片付けに時間を要するため、日課表の見直しが必要となります。日課表を見直すということは、教職員の勤務時間が長くなるだけでなく、生徒の部活動、生徒会活動への影響がでることも想定されます。

これに対しては、食缶による提供で完全給食を開始した自治体では、小荷物昇降機を整備し、給食開始時間よりも前に教室のある階に、配膳車やコンテナを準備することで、生徒が準備する時間を短縮し、日課表への影響を極力小さくしている事例があります。

(エ) 給食費の未納

選択制のデリバリー弁当箱方式の場合は、給食費を前払いとすることで給食の提供を行うことが前提となり、未収金は発生しません。

上記以外の完全給食を実施する場合、給食費は現在のミルク給食よりも高くなり、未収金が増える懸念があります。

これに対しては、給食費を公会計化して、市が保護者から直接徴収、未納者への対応を市が行う必要があります。

(オ) 施設改修の影響

給食の実施にあたっては、配膳が円滑に行われるために、配膳室の改修や上層階に給食を運搬する小荷物昇降機の整備等が必要となります。改修にあたっては、教育活動への影響に配慮する必要があります。

(3) 食育の推進のための課題

中学校給食の有無にかかわらず、食の基本が家庭にあることは変わるものではありません。むしろ給食を実施することで、家庭と学校が連携して中学生の食を考える契機にならなければなりません。いかに栄養バランスが良い給食を提供しても、それは1日の食事の昼食1食に過ぎず、家庭の朝食と夕食も充実して初めて中学生の心身を健全に発達させる食となることが前提であり、食における家庭の役割は極めて大きく、意識啓発を一層進めることが必要とされます。家庭、学校、行政が連携して、中学生へのより良い食育の推進を望む必要があります。

4 検討結果

社会構造と生活様式が変化している現在、子どもたちの食をめぐる問題は深刻さが増し、子どもたちの心身の健全な発達のための環境整備が改めて必要で、学校における昼食の重要度は増大しています。さらには、市民アンケートの調査結果や他市町の実施状況をみても、完全給食の実施が望ましいと考えます。

学校給食にとって最良の方式は、できたての温かい給食が提供できる、独自の給食メニューが提供できる、給食調理員の顔が見え給食を身近に感じられる等から、単独校方式と考えられますが、各中学校内に調理施設用地を確保することが難しいことや費用面等を考慮すると、現実的にはデリバリー弁当箱方式と共同調理場方式の2方式となります。

デリバリー弁当箱方式の場合、副食は配送時に衛生管理に適した温度まで冷却する必要があることから冷たいままでの提供となり、残食量を減少させるためには適温給食が重要と考えますが課題が残ります。さらに、デリバリー弁当箱方式の選択制の場合は、生徒が給食を選択しない場合には栄養バランスの偏りについて課題があることや、昼食の内容や形態が統一されない点は現状と変わらないことから、食育の推進が難しくなります。

一方、共同調理場方式の場合もデメリットはあるものの、食缶で配膳されることによる手づくり感、できたて感や、食器で食べることによる充実感などを得ることができ、多くの生徒・保護者が納得することができる可能性がある給食と考えます。

これらのことから、本検討委員会が考える中学校における望ましい昼食とは、生徒全員が栄養バランスに配慮した昼食の提供を受けることができる、共同調理場方式であると考えます。

5 提言

平塚市中学校昼食検討委員会は、中学校における昼食のあり方について、様々な角度から検討を進めてきました。

その検討の結果のまとめとして、次のことを提言いたします。

- 1 成長期の中学生の心身の健全な発育・発達には、栄養のバランス及び健康の増進を重視した望ましい食習慣の形成が必要です。そのためには、計画的かつ着実な方策により完全給食を実施することを望みます。
- 2 給食の実施方式については、単独校方式での実施が理想ですが、費用面等での負担を考慮すると、現実的な方式として共同調理場方式を望みます。
- 3 中学校給食の実施にあたっては、現在、平塚市が小学生に提供している給食と同等の質の高い給食の実施を望みます。さらに、実施にあたっては、生徒にとって安全で安心なおいしい給食を提供し、より多くの生徒が喜んで食することができ、保護者も納得する充実した中学校給食を望みます。
- 4 様々な教育課題を抱える中で、給食の課題解決も重要なことのひとつではありますが、学校の教育活動・生徒の学習活動・学校生活に不要な負担がかからぬようバランスを考えて、効果的で生徒が心身ともに豊かになる方策の実現を望みます。
- 5 給食の果たす役割と意義は大きいものの、費用面での負担も大きいものとなります。今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来を見据えた適切な財政計画に基づく健全かつ持続可能で効果的な方策の実現を望みます。
- 6 中学校の昼食の充実だけでは、より良い食育の実現とは言えません。昼食だけでなく、全ての食事について、中学生の健全な食生活が確保されるよう、家庭における食育のさらなる啓発を望みます。

おわりに

平塚市では、子どもたちの生きる力を育むため、「確かな学力」の向上を図るとともに、安心・安全で快適に学べる環境の整備を進めています。また、子どもたち一人ひとりの健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にす教育を推進しています。さらに、子どもたちや保護者一人ひとりの多様な教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助を平塚市教育大綱により示しています。

このような教育の基本方針を踏まえ、平塚市中学校昼食検討委員会は、平成29年5月から、中学生にとって望ましい中学校昼食の実現のためには、昼食における課題のみならず、家庭及び市民生活における課題・教育現場における課題・行政における課題など多面的に考え、平塚市にふさわしくより良い中学校昼食のあり方を導き出すことが重要だと考え、検討を行ってきました。

まず、様々な年代の市民の皆様のご意見をアンケートで回答をいただき、多面的に中学校の昼食について考察しました。また、先進自治体への視察を実施し、大磯町・小田原市・鎌倉市・埼玉県川越市・川崎市のそれぞれの自治体の良い点を学ぶことができ、それだけではなく課題についてもより深く議論を積み重ねることができました。

その結果、本検討委員会では、この多くの皆様方のご協力のもとで本報告書をまとめることができました。アンケートにご協力いただいた市民の皆様、そして視察にご協力いただいた各自治体の関係者の皆様、本検討委員会の活動についてご理解、ご協力いただき深く感謝申し上げます。

ぜひ、平塚市においては、この考察及び提言を十分生かしていただき、生徒・保護者など全ての市民の皆様をはじめ学校及び行政が誇れる中学校昼食を実現することを強く期待したいと思います。そして、平塚市が、「未来の礎を築く教育のまち平塚」としてさらに大きく発展することを望みます。

平塚市中学校昼食検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市中学校昼食の今後の在り方等について検討するため、平塚市中学校昼食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び研究を行い、その結果を平塚市教育委員会に報告する。

- (1) 中学校昼食の今後の在り方に関する事。
- (2) その他学校給食の運営に関し、必要と認められる事項に関する事。

(委員)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、第2条の規定による平塚市教育委員会への報告が完了する時までとする。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会の会議の招集及び進行は、委員長が行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 前条第1項に規定する委員のうち、団体等の代表者であってやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、代理者の出席をもって委員の出席があったものとみなす。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育部学校給食課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

平塚市中学校昼食検討委員会委員

	所属団体及び職名	人数
1	中学校長会	3 人
2	小学校長会	2 人
3	市 P T A 連絡協議会（小学校、中学校各 1 人）	2 人
4	平塚市食生活改善推進団体	1 人
5	学校教育部長（学校給食会副会長）	1 人
6	教育指導担当部長	1 人
7	学校栄養教諭	1 人
8	企画政策課長	1 人
9	教育指導課長	1 人
1 0	学校給食課長	1 人

平成29年度 平塚市中学校昼食検討委員会 名簿

敬称略

	所属団体等	氏 名	備 考
1	中学校長会	今井 良男	委員長 金旭中学校長
2		野口 義嗣	副委員長 横内中学校長
3		久松 美代子	神田中学校長
4	小学校長会	吉成 伸司	松延小学校長
5		松原 政夫	なでしこ小学校長
6	市PTA連絡協議会	長谷部 清美	市PTA連絡協議会副会長
7		坂本 恭子	市PTA連絡協議会副会長
8	平塚市食生活改善推進団体	小松 良子	
9	栄養教諭	山田 菜緒	富士見小学校
10	学校教育部長 (学校給食会副会長)	今井 高司	
11	教育指導担当部長	深谷 昇平	
12	企画政策課長	内田 徹	
13	教育指導課長	工藤 直人	
14	学校給食課長	戸塚 清	

事務局

学校給食課課長代理	山口 洋一
学校給食課主管	鈴木 雄二郎
学校給食課主査	伊東 博一

平成30年度 平塚市中学校昼食検討委員会 名簿

敬称略

	所属団体等	氏 名	備 考
1	中学校長会	野口 義嗣	委員長 横内中学校長
2		深谷 昇平	副委員長 太洋中学校長
3		久松 美代子	春日野中学校長
4	小学校長会	高橋 篤	山下小学校長
5		合田 芳憲	松が丘小学校長
6	市PTA連絡協議会	永田 圭一	市PTA連絡協議会会長
7		神倉 利恵子	市PTA連絡協議会副会長
8	平塚市食生活改善推進団体	小松 良子	
9	栄養教諭	山田 菜緒	富士見小学校
10	学校教育部長 (学校給食会副会長)	今井 高司	
11	教育指導担当部長	川崎 登	
12	企画政策課長	内田 徹	
13	教育指導課長	工藤 直人	
14	学校給食課長	戸塚 清	

事務局

学校給食課課長代理	山口 洋一
学校給食課主管	鈴木 雄二郎
学校給食課主査	伊東 博一

平塚市中学校昼食検討委員会会議等開催一覧

	開催年月日	会議名称等	会議内容
平成 29 年度	平成 29 年 5 月 30 日	平成 29 年度第 1 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 自己紹介 3 委員長、副委員長の選出 4 議題 (1) 中学校昼食検討委員会設置要綱(案)について (2) スケジュール(案)について (3) 報告 ア 平塚市の中学校昼食の現状について イ 県内市町村の中学校昼食の状況について
	6 月 26 日	他自治体視察	大磯町立国府中学校
	9 月 22 日	他自治体視察	小田原市国府津学校給食共同調理場及び市立国府津中学校
	11 月 16 日	平成 29 年度第 2 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 報告 (1) 平成 29 年度中学校昼食運営事業アンケート調査結果に ついて 3 議題 (1) 視察のご意見・ご感想 (2) 中学校昼食の各方式における課題について
	2 月 6 日	他自治体視察 (事務局のみ)	鎌倉市立手広中学校
	2 月 7 日	平成 29 年度第 3 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 議題 (1) アンケート調査の内容の検討について 3 報告 (1) 視察報告について
	2 月 27 日	他自治体視察 (事務局のみ)	川崎市菅間第二学校給食センター
	3 月 13 ~ 3 月 26 日	中学校の昼食 (給食)に関する アンケート調査 実施	中学校での昼食(給食)に関するアンケート調査について 1対 象: 満16歳~満60歳 市内在住の市民1,000人 2期 間:平成 30 年 3 月 13 日(火)~平成 30 年 3 月 26 日(月) 3方 法: 郵送によるアンケート方式(無記名回答方式)

	開催年月日	会議名称等	会議内容
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 18 日	平成 30 年度第 1 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 自己紹介 3 委員長、副委員長の選出 4 議題 (1) スケジュール(案)について 5 報告 (1) アンケート結果報告について (2) 視察報告について
	5 月 30 日	他自治体視察	川崎市南部学校給食センター及び市立御幸中学校
	6 月 6 日	平成 30 年度第 2 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 自己紹介 3 議題 (1) 視察のご意見・ご意見 (2) 報告書(案)イメージ提示
	6 月 25 日	平成 30 年度第 3 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 議題 (1) 中学校昼食の方向性についての検討
	7 月 2 日	平成 30 年度第 4 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 議題 (1) 中学校昼食の方向性についての検討
	7 月 10 日	平成 30 年度第 5 回 中学校昼食検討委 員会	1 あいさつ 2 議題 (1) 中学校昼食の方向性についての検討

平塚市中学校昼食検討委員会報告書

発行 平塚市中学校昼食検討委員会
(事務局) 平塚市教育委員会学校教育部学校給食課
住所 平塚市浅間町9 - 1
電話 0463 - 35 - 8119 (直通)
発行年月 平成30年7月